速度取締り指針

令和８年１月
柳井警察署

速度取締り重点路線

※　重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道188号	6:00～20:00	柳井市・田布施地区	50km/h
国道437号	6:00～20:00	周防大島町地区	50km/h
県道光・柳井線	6:00～20:00	柳井市・田布施地区	50km/h
県道光・上関線	8:00～20:00	田布施・平生町地区	50km/h
	7:00～12:00	田布施地区（田布施中学校区）	40km/h
市道	7:00～9:00 16:00～17:00	余田・新庄地区	40km/h

○　国道及び県道で人身事故が多発しているため、同路線での速度取締りを強化します。
○　通学路及び生活道路での取締り要望もあるため、市道での速度取締りを継続して実施します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和７年７月～１２月）

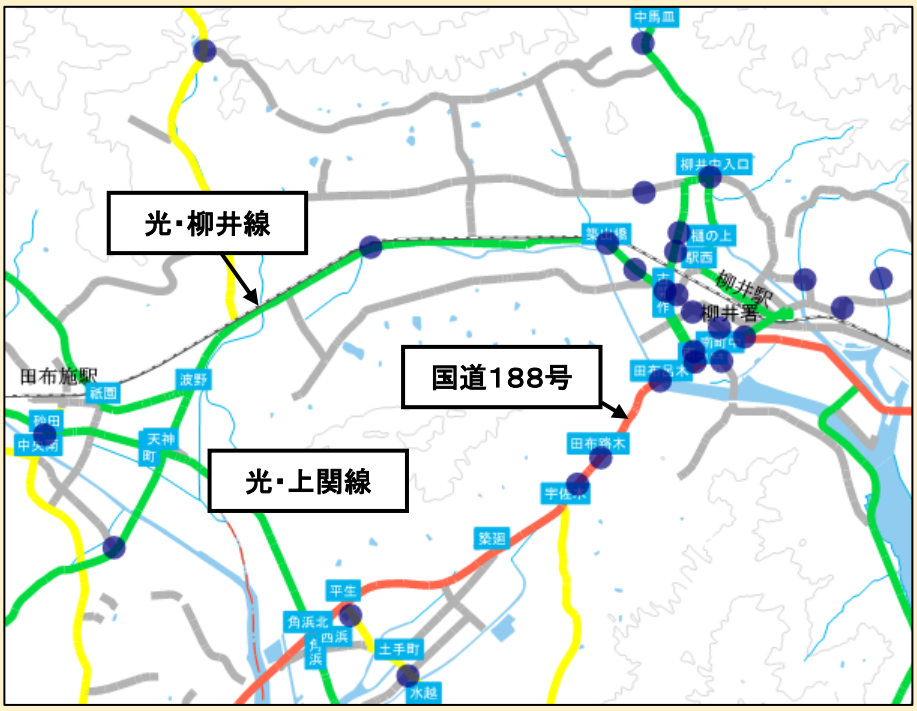

※　●：交通事故多発エリア

○　人身事故件数は、令和7年上半期よりも県道では増加しましたが、国道、町道では減少しました。
○　幹線道路、生活道路での速度及び交差点関連違反の取締りを継続して実施した結果、令和7年上半期よりも交差点での人身事故は増加しましたが、直路での人身事故は減少しました。

【抽出条件】
・　交通事故　：　令和7年下半期（私道と駐車場を除く。）
・　交通事故多発エリア　：　半径 100m以内で4件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

○　重大交通事故に直結する速度違反や横断歩行者妨害の取締りを強化します。
○　通学路の安全確保のため、学校周辺の登下校時間帯に取締りを強化します。
○　人身事故多発場所での各種交通指導取締りを継続して実施します。